

兵庫県公報

平成27年3月19日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（砂防課）	1
○ 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第4号）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
- 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、内国旅行における宿泊料の宿泊地による区分について、それぞれの区分の地域の範囲の改正を行うこととした。
- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）
通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が道路管理者により新たに指定されること及び警察手数料徴収条例の一部改正により道路交通法に関する警察手数料が改められること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第4号

土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則

土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可手続等を定める規則（平成17年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

第3条中「第14条」を「第15条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条第1項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第5条中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第6条及び第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第9条中「第21条第2項及び第28条第2項」を「第22条第2項及び第30条第2項」に改める。

様式第2号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第3号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

様式第6号（裏面）の部中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18

条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県人事委員会

委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第 5 号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条から第11条までを次のように改める。

（内国旅行A地域の範囲）

第 9 条 条例別表第 1 の(1)備考 1 に規定する A 地域は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の 3 第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する地域手当の級地とされる地域のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項に規定する指定都市及び同法第281条第 1 項に規定する特別区とする。

（内国旅行B地域の範囲）

第10条 条例別表第 1 の(1)備考 1 に規定する B 地域は、次に掲げる地域（前条に定める地域を除く。）とする。

- (1) 給与法第11条の 3 第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する地域手当の級地とされる地域で、県外の地域
- (2) 職員の給与等に関する条例（昭和35年条例第42号。以下「給与条例」という。）第16条の 2 第 2 項第 1 号に規定する地域手当の級地とされる地域
- (3) 前 2 号に掲げる地域のほか、当該地域に準ずる地域として人事委員会が定める地域

（内国旅行C地域の範囲）

第11条 条例別表第 1 の(1)備考 1 に規定する C 地域は、次に掲げる地域（前条第 3 号に掲げる地域を除く。）とする。

- (1) 給与法第11条の 3 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する地域手当の級地とされる地域で、県外の地域
- (2) 給与条例第16条の 2 第 2 項第 2 号に規定する地域手当の級地とされる地域
- (3) 前 2 号に掲げる地域のほか、当該地域に準ずる地域として人事委員会が定める地域

第11条の次に次の 1 条を加える。

（内国旅行D地域の範囲）

第11条の 2 条例別表第 1 の(1)備考 1 に規定する D 地域は、第 9 条から前条までに定める地域以外の地域とする。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月19日

兵庫県公安委員会

委員長 塚 本 哲 夫

兵庫県公安委員会規則第 3 号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 県道の部高砂北条線の項の次に次のように加える。

小部明石線	神戸市西区見津が丘3丁目1番4から同区櫛谷町福谷747番1まで
-------	---------------------------------

別表第3の2県道の部大沢西宮線の項中「2丁目113番」を「1丁目96番」に、同部高速北神戸線の項中「同市北区有野町唐櫃字畑山地先」を「西宮市山口町下山口字畑山1650番23」に改め、同表市道（神戸市）の部室谷7号線の項の次に次のように加える。

有野藤原線	神戸市北区有野町有野字東ヶ辻4418番51から同区藤原台中町1丁目4番まで
-------	---------------------------------------

別表第3の2市道（西宮市）の部西第1216号線の項の次に次のように加える。

山第88号線	西宮市山口町阪神流通センター1丁目47番から同市山口町下山口字西山1318番1まで
山第90号線	西宮市山口町阪神流通センター1丁目114番から同市山口町阪神流通センター1丁目90番まで
山第91号線	西宮市山口町下山口字茶屋ヶ谷1296番2から同市山口町阪神流通センター1丁目110番まで
山第92号線	西宮市山口町阪神流通センター2丁目18番から同市山口町阪神流通センター1丁目114番まで

様式第43号中「31,850円」を「30,550円」に改める。

様式第43号の2中「18,800円」を「18,600円」に、「12,450円」を「12,300円」に、「12,150円」を「12,000円」に、「18,900円」を「18,600円」に、「3,750円」を「3,900円」に、「7,500円」を「7,800円」に改める。

様式第45号中「14,700円」を「14,350円」に、「19,250円」を「18,900円」に、「18,200円」を「17,850円」に、「9,800円」を「9,600円」に改める。

様式第46号中「850円」を「900円」に、

「

証紙はり付け 箇 所

」

を

「

証紙貼付け 箇 所

」

に改める。

様式第46号の2中「600円」を「500円」に、「950円」を「800円」に、「1,500円」を「1,350円」に改める。

様式第48号中「9,200円」を「9,050円」に、「13,350円」を「13,200円」に、「850円」を「900円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。